

## 那須岳火山防災協議会設置運営要綱

### (目的)

第1条 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）第4条第1項の規定に基づき、那須岳における火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、栃木県及び福島県並びに那須塩原市、那須町、下郷町及び西郷村が共同で那須岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、那須岳火山防災対策に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 那須岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 栃木県及び福島県の都道府県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 栃木県那須塩原市及び那須町並びに福島県下郷町及び西郷村の市町村防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合における避難情報の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (協議会の組織)

第3条 協議会の委員は、活火山法第4条第1項の規定に基づき、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名を置き、那須町長をもって充てる。
- 3 協議会に副会長1名を置き、那須塩原市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 協議会に監事2名を置き、那須町観光協会会長及び黒磯観光協会会長をもって充てる。

### (協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 会長は、緊急の必要により協議会を開催できないとき又は軽微な協議事項に関する協議を行うときは、協議会を開催せず、書面によって協議を行うことができる。

### (協議結果の尊重義務)

第5条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会運営費)

第6条 協議会の運営に関する経費は、関係する県及び市町村の負担金をもって充てる。

2 前項の負担金を負担する県及び市町村並びに負担金の額は、協議会で定める。

3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(コアグループ会議)

第7条 協議会の下に、第2条に掲げる協議事項に係る技術的検討を行うため、機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議の委員は、別表2に掲げる機関で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の機関を出席させることができる。

3 コアグループ会議は、所掌事項に関する協議が必要とされる場合に、必要に応じて開催するものとする。

4 コアグループ会議に幹事長1名、副幹事長2名を置く。

5 コアグループ会議の幹事長は、那須町総務課長をもって充てる。

6 副幹事長は、コアグループ会議の委員の中から幹事長が指名する。

7 コアグループ会議は、幹事長が招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第8条 会長は、協議会の下に特別な事項について専門的に研究するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会、コアグループ会議及び専門部会の庶務を処理するため、事務局を栃木県危機管理課及び那須町総務課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会、コアグループ会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。

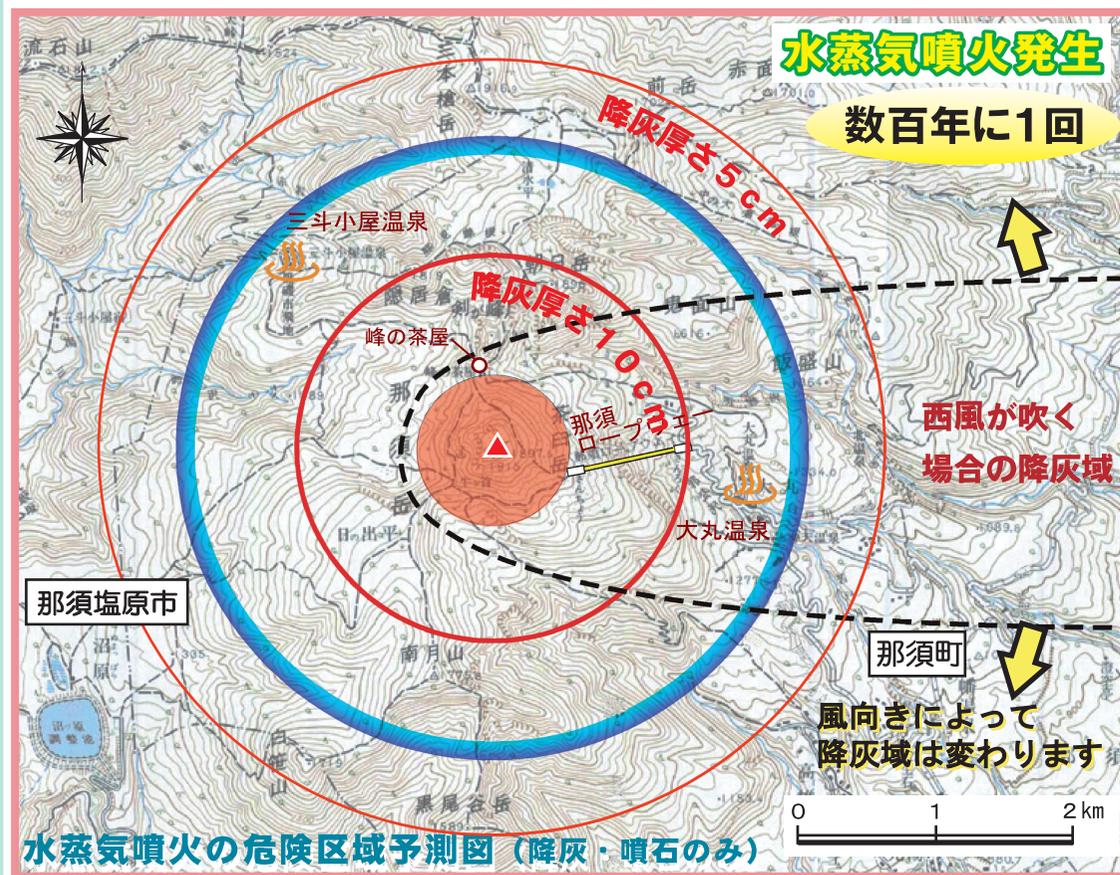
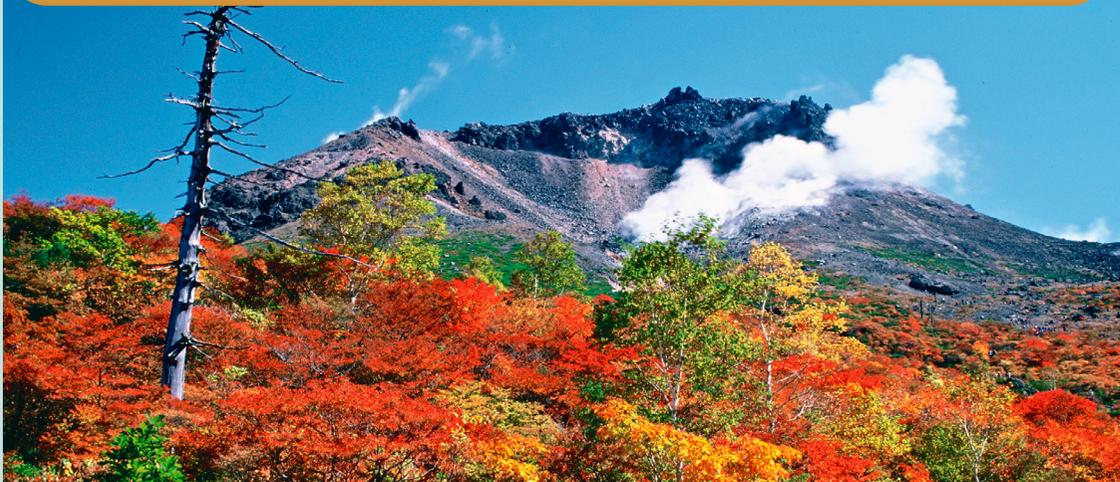
別表1（第3条関係） 那須岳火山防災協議会委員

区分	構成員	
第1号委員	1	栃木県知事
	2	福島県知事
	3	那須塩原市長
	4	那須町長
	5	下郷町長
	6	西郷村長
第2号委員	7	東京管区气象台気象防災部長
	8	宇都宮地方气象台長
	9	福島地方气象台長
第3号委員	10	関東地方整備局長
第4号委員	11	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長
	12	陸上自衛隊第44普通科連隊長
第5号委員	13	栃木県警察本部長
	14	福島県警察本部長
第6号委員	15	那須地区消防本部消防長
	16	白河地方広域市町村圏消防本部消防長
	17	南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長
第7号委員	18	宇都宮大学名誉教授 中村洋一
	19	(国研)防災科学技術研究所 総括主任研究員 棚田俊收
第8号委員	20	関東森林管理局塩那森林管理署長
	21	宮内庁那須御用邸管理事務所長
	22	那須御用邸皇宮護衛官派出所長
	23	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所長
	24	国土地理院関東地方測量部長
	25	白河市生活防災課長
	26	東日本電信電話(株)栃木支店長
	27	東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社長
	28	電源開発(株)東日本支店沼原事務所長
	29	ネクスコ東日本宇都宮管理事務所長
	30	東日本旅客鉄道(株)黒磯駅長
	31	那須ロープウェイ管理事務所長
	32	日本赤十字社栃木県支部事務局長
	33	那須赤十字病院救急救命センター所長
	34	那須町観光協会長
	35	黒磯観光協会長
	36	那須郡市医師会長
	37	那須山岳救助隊長

別表2（第7条関係） コアグループ会議

区分	機関等名	
市町村	1	那須町総務課
	2	那須塩原市危機管理室
	3	下郷町町民課
	4	西郷村防災課
県	5	栃木県危機管理防災局危機管理課
	6	栃木県県土整備部砂防水資源課
	7	栃木県大田原土木事務所
	8	栃木県県北環境森林事務所
	9	福島県危機管理部災害対策課
	10	福島県県南建設事務所企画管理部管理課
	11	福島県南会津建設事務所企画管理部管理課
国	12	東京管区气象台
	13	宇都宮地方气象台
	14	福島地方气象台
	15	関東地方整備局統括防災グループ防災室
	16	関東地方整備局日光砂防事務所
	17	関東地方整備局宇都宮国道事務所
	18	北陸地方整備局河川部河川計画課
	19	関東森林管理局塩那森林森林管理署
	20	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
火山専門家	21	学識経験者

# 那須岳 火山防災マップ(一般用)



水蒸気噴火の危険区域予測図(降灰・噴石のみ)

現在は静穏な那須岳も、いつかは噴火すると考えられている活火山です。  
 火山噴火は大きな災害を起こすような自然現象ですが、噴火の前兆現象をとらえることも可能です。  
 必要な情報を入手し、落ち着いた行動をとれば、災害を軽減することができます。



那須のいたずら九尾狐  
 ©2013きゅーびー 21388

### 前兆現象 (結局噴火に至らない) こともあります

- 噴気異常
- 地鳴り
- 地震の多発
- 温泉の変化
- 泥水噴出

### 登山をされる方へ「防災情報配信サービス」(メール配信サービス)のご案内

- QRコード: 栃木県防災メール
- QRコード: 那須塩原市みるメール
- QRコード: 那須町安全安心メール

登録方法等は、各機関HP(ホームページ)を確認ください。

**終息** 小さな水蒸気噴火だけで活動が収まることもあります

### 凡例

- 噴火発生場所(山頂部)
- 降灰範囲 (赤線は、風下での厚さ)
- 噴石到達範囲
- 溶岩流到達範囲
- 火砕流到達範囲(熱風を含む)
- 火砕流流下に伴う融雪型泥流到達範囲(積雪期に発生)

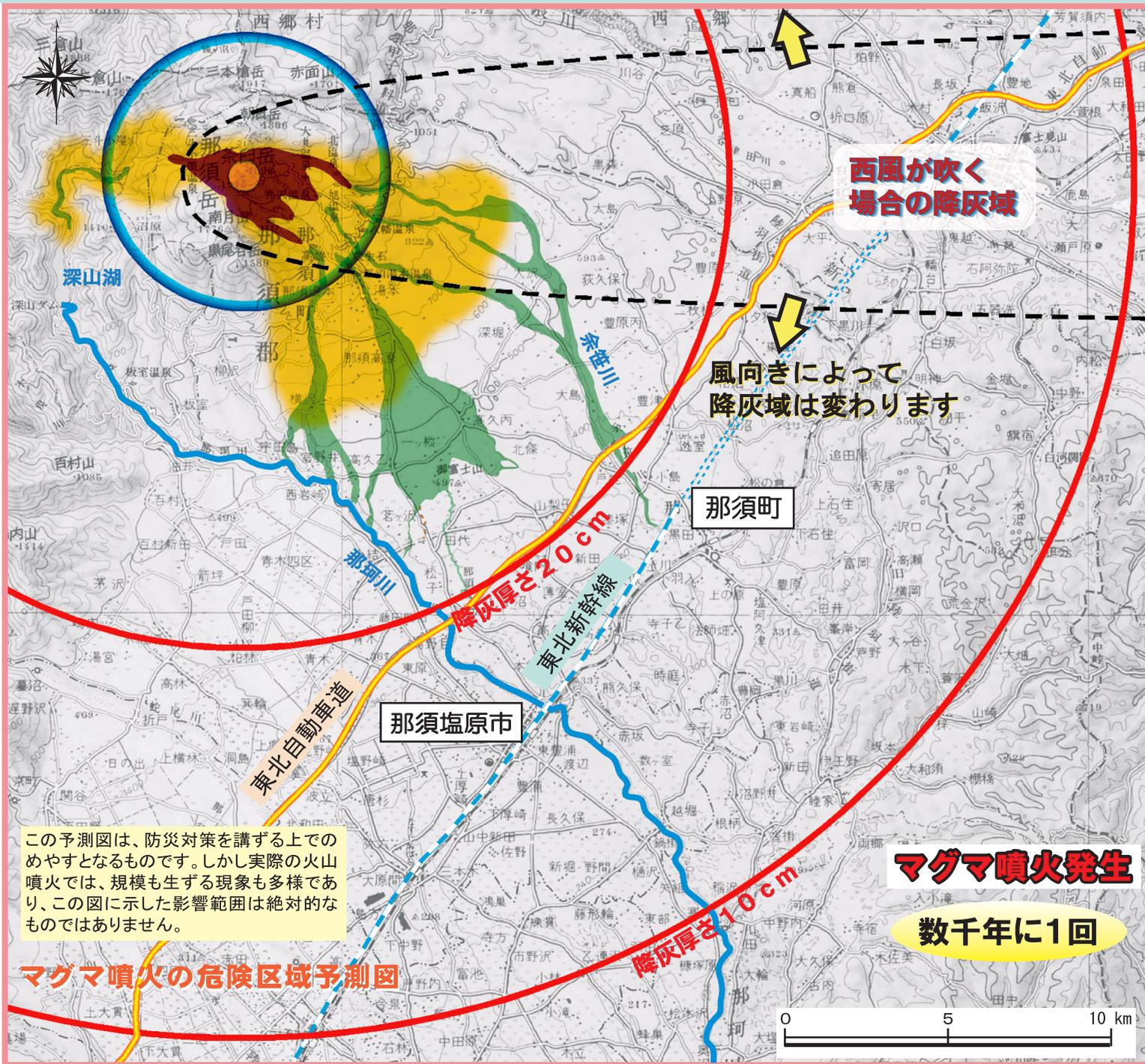
各現象について、可能性のある全ての方向について到達範囲を示しています。したがって、図に示した全ての現象が一度に発生するわけではありません。

### 火山災害啓発映像(内閣府HP) ~火山災害から命を守るために~

- QRコード: 警戒すべき現象
- QRコード: 登山者の安全対策

### 那須岳の火山活動状況(気象庁HP)

- QRコード: 火山登山者向けの情報提供ページ(気象庁)



## 火山噴火現象の到達時間 (マグマ噴火の場合)

**噴石**  
湯本地区まで  
1分程度

**降灰**  
那須塩原・那須市街地  
まで10分程度

**火砕流の熱風**  
到達限界(7km)  
まで5分以内

**融雪型泥流**  
広谷地、りんどう湖  
付近まで10分程度

**溶岩流**  
到達限界(3km)まで  
1~2時間程度



## 情報の提供・お問い合わせなど

### 緊急時の連絡先

警察署 **110** 消防署 **119**

那須塩原市役所  
(危機管理室)

(0287)  
62-7150

那須町役場  
(代表)

(0287)  
72-6901

宇都宮地方気象台  
(028)633-2767

この予測図は、防災対策を講ずるためのめやすとなるものです。しかし実際の火山噴火では、規模も生ずる現象も多様であり、この図に示した影響範囲は絶対的なものではありません。

## マグマ噴火の危険区域予測図

## 2-18-3 日光白根山火山防災協議会設置要綱

(目的)

第1条 日光白根山火山防災協議会(以下「協議会」という。)は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、日光白根山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に栃木県、日光市、群馬県、沼田市、片品村が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 日光白根山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 栃木県及び群馬県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 栃木県日光市及び群馬県沼田市並びに片品村の市村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 防災訓練等の活動及び防災意識の啓発活動に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

(組織)

第4条 協議会に会長を1名置く。会長は、別表1中の第1号に掲げる者の協議により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- 2 会長は会務を総理する。また、会長が必要と認める場合には構成機関以外の者を協議会に出席させ、助言等を求めることができる。
- 3 協議会に副会長を置く。副会長は会長が指名し、任期は原則1年とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときに招集し、議事進行は会長が務めるものとする。

- 2 協議会の出席者は第3条の別表1に掲げる者とする。ただし、噴火時等、臨時に開催する場合はこの限りではない。
- 3 協議会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会議に付すべき議事のうち会長が必要と認めた議事は、協議会の構成員からの書面又は電磁的記録による意思表示により決議できるものとする。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、会議を招集する余裕がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに会議に報告をするものとする。

(協議会の負担金)

第7条 協議会を円滑に運営するため、必要に応じて別表1中の第1号に掲げる者から負担金を徴収する。

2 負担金の額は、協議会で定める。

(コアグループ会議)

第8条 協議会の下に、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議は別表2に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の者を出席させることができる。

3 所掌事項に関する協議が必要とされる場合には、必要に応じコアグループ会議を開催するものとする。

(専門部会)

第9条 協議会の下に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を置く。事務局は、栃木県危機管理防災局危機管理課及び群馬県総務部危機管理課に交互に置き、期間は1年を基本とし両者協議によって決定する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は平成26年3月27日から適用する。

附則

この要綱は平成28年3月30日から適用する。

附則

この要綱は平成29年10月13日から適用する。

附則

この要綱は令和元年12月26日から適用する。

附則

この要綱は令和2年9月29日から適用する。

附則

この要綱は令和3年3月26日から適用する。

附則

この要綱は令和4年3月28日から適用する。

附則

この要綱は令和5年9月25日から適用する。

【別表1】協議会構成員（第3条関係）

区分 (法第4条第2項中 該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県 (第1号)	栃木県	知事	
	群馬県	知事	
市町村 (第1号)	栃木県日光市	市長	
	群馬県沼田市	市長	
	群馬県利根郡片品村	村長	
地方气象台等 (第2号)	気象庁東京管区气象台気象防災部	部長	
	気象庁宇都宮地方气象台	台長	
	気象庁前橋地方气象台	台長	
地方整備局 (第3号)	国土交通省関東地方整備局	局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第12旅団	旅団長	
	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	大隊長	
警察 (第5号)	栃木県警察本部	本部長	
	群馬県警察本部	本部長	
消防 (第6号)	日光市消防本部	消防長	
	利根沼田広域消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	宇都宮大学	名誉教授 中村洋一	
	放送大学栃木学習センター(宇都宮大学)	所長(名誉教授) 伊東明彦	
	東京大学	准教授 堀田紀文	
その他 (第8号)	関東森林管理局日光森林管理署	署長	
	関東森林管理局利根沼田森林管理署	署長	
	環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所	所長	
	国土地理院関東地方測量部	部長	
	群馬県警察本部警備部	危機管理対策統括官	
	群馬県沼田警察署	署長	
	(一社)日光市観光協会	会長	
	(一社)沼田市観光協会	会長	
	利根町観光協会	会長	
	(一社)片品村観光協会	局長	
	日本製紙総合開発(株)丸沼高原事業部	事業部長	
(株)丸沼	取締役統括部長		

【別表2】コアグループ会議構成表（第8条関係）

区分	機関名
市村	栃木県日光市
	群馬県沼田市
	群馬県利根郡片品村
栃木県	栃木県危機管理防災局危機管理課
	栃木県県土整備部砂防水資源課
	栃木県県土整備部日光土木事務所
群馬県	群馬県総務部危機管理課
	群馬県県土整備部砂防課
	群馬県県土整備部沼田土木事務所
国	国土交通省関東地方整備局防災室
	国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	気象庁東京管区气象台
	気象庁宇都宮地方气象台
	気象庁前橋地方气象台
火山専門家	宇都宮大学 名誉教授 中村洋一
	放送大学栃木学習センター 所長（宇都宮大学 名誉教授） 伊東明彦
	東京大学 准教授 堀田紀文

【別表3】「具体的な避難計画」検討専門部会構成表（第9条関係）

区分	機関名
市村	栃木県日光市総務課
	日光市消防本部
	群馬県沼田市地域安全課
	群馬県利根郡片品村総務課
	利根沼田広域消防本部
栃木県	栃木県危機管理防災局危機管理課
	栃木県県土整備部砂防水資源課
	栃木県県土整備部日光土木事務所
	栃木県環境森林部県西環境森林事務所
	栃木県警察本部警備部警備第二課
	日光警察署
群馬県	群馬県総務部危機管理課
	群馬県県土整備部砂防課
	群馬県県土整備部沼田土木事務所
	群馬県警察本部警備部警備第二課
	沼田警察署
国	国土交通省関東地方整備局防災室
	国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
	国土地理院関東地方測量部防災課
	関東森林管理局日光森林管理署
	関東森林管理局利根沼田森林管理署
	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
	陸上自衛隊第12旅団司令部第2部
	気象庁東京管区气象台
	気象庁宇都宮地方气象台
	気象庁前橋地方气象台
火山専門家	宇都宮大学 名誉教授 中村洋一
	放送大学栃木学習センター 所長（宇都宮大学 名誉教授） 伊東明彦
	東京大学 准教授 堀田紀文
関係機関	（一社）日光市観光協会
	（一社）沼田市観光協会
	利根町観光協会
	（一社）片品村観光協会
	日本製紙総合開発（株）丸沼高原事業部
	（株）丸沼

那須岳火山監視システムの観測データのうち、監視カメラ画像と雨量情報については、栃木県のwebサイト（リアルタイム雨量 河川水位観測情報 ※）で一般に公開されている。また、振動計・空振計の観測データは、インターネット回線を利用し、気象台および宇都宮大学へ提供している。



図 1-20 監視カメラ画像の配信状況

※) <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/index.asp>

那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画における砂防部局と関係機関名

	所 属 ・ 職 名
砂防部局	関東地方整備局 河川部
	東北地方整備局 河川部地域河川課
	北陸地方整備局 河川部河川計画課
	関東地方整備局 日光砂防事務所
	栃木県国土整備部 砂防水資源課
	栃木県 大田原土木事務所
	福島県土木部 砂防課
	国土技術政策総合研究所
	国立研究開発法人 土木研究所土砂管理研究グループ
関係機関	気象庁 地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター
	仙台管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センター
	宇都宮地方気象台
	福島地方気象台
	国立研究開発法人 防災科学技術研究所
	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質情報研究部門
	林野庁関東森林管理局 塩那森林管理署
	林野庁関東森林管理局 福島森林管理署白河支署
	栃木県県民生活部 危機管理課
	福島県危機管理部 災害対策課
	栃木県那須町
	栃木県那須塩原市
	福島県白河市
	福島県下郷町
	福島県西郷村
	環境省 関東地方環境事務所 日光国立公園管理事務所 那須管理官事務所
	栃木県環境森林部 環境森林政策課
	栃木県環境森林部 森林整備課
	福島県農林水産部 森林保全課
	宮内庁那須御用邸管理事務所